

栃木県奨学のための給付金（公立）事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成26年4月1日 文部科学大臣決定）」及び「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）の国庫補助基準及び事務処理等について（通知）（平成26年4月1日25文科初第1455号）」に基づき、県立高等学校等に在籍する高校生等のいる低所得世帯に対して、授業料以外の教育に必要な経費を支援することにより、教育の機会均等を図ることを目的として、栃木県が実施する栃木県奨学のための給付金（公立）事業について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県立高等学校等 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)第2条に規定する高等学校等（ただし、同条第3号に規定する特別支援学校の高等部を除く。）のうち、国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法第2条第1項（平成15年法律第112号）に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。）の設置するもの
- (2) 高校生等 法第3条に規定する就学支援金の支給を受ける資格を有する者及び「高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日 文部科学大臣決定）」第3条に規定する補助対象者（以下「学び直し補助対象者」という。）
- (3) 保護者等 法第3条第2項第3号に規定する保護者等

（給付対象者）

第3条 栃木県奨学のための給付金（公立）（以下「給付金」という。）は、基準日現在において、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者に対し、申請に基づき給付する。

- (1) 県立高等学校等に在籍する高校生等の保護者等であること。
- (2) 保護者等が栃木県内に住所を有すること。
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が措置されている世帯（以下「生活保護受給世帯」という。）又は保護者等全員の当該年度の道

府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯（以下「道府県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯」という。）であること。

（給付金の年額）

第4条 高校生等一人当たりの給付金の年額は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護受給世帯に扶養されている高校生等については、32,300円とする。
- (2) 道府県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯（前号に該当する世帯を除く。）

に扶養されている高校生等については、次のとおりとする。

ア 通信制の高等学校等に通う高校生等については、36,500円とする。

イ ウに該当する高校生等以外の通信制以外の高等学校等に通う高校生等については、82,700円とする。

ウ 当該世帯に扶養されている兄弟姉妹で2人目以降の通信制以外の高等学校等に通う高校生等、当該世帯に扶養されている高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の通信制以外の高等学校等に通う高校生等及び当該世帯に扶養されている通信制の高等学校等に通う高校生等を含む複数の高校生等がいる世帯の通信制以外の高等学校等に通う高校生等については、129,700円とする。

（給付申請）

第5条 給付金の支給を受けようとする保護者等（以下「申請者」という。）は、栃木県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申請書類を提出するものとする。

（給付決定）

第6条 給付金の給付の可否は、教育委員会が給付申請に基づき審査の上決定し、申請者宛て文書により通知する。

（給付金の給付）

第7条 給付金は、年額を一括して給付する。

（給付回数）

第8条 給付金支給の回数は、一人の高校生等につき、各年度1回、通算3回（定時制、通信制の県立高等学校等に通う高校生等は4回）を上限とする。ただし、学び直し補助対象者については、この回数に加えて最大2回まで給付することができる。

(返還)

第9条 教育委員会は、申請者が偽りその他不正な手段により給付金の給付を受けたときは、給付額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるものを除くほか、事業の実施に関し必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、原則として同日以降に高等学校等の第1学年に入学した高校生等のいる世帯について適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月10日から施行し、平成26年4月1日以降に高等学校等の第1学年に入学した高校生等の属する世帯を対象として行う給付金事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成26年4月1日以降に高等学校等の第1学年に入学した高校生等の属する世帯を対象として行う給付金事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月3日から施行する。